

広島県教育委員会訓令第一号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
学校以外の教育機関

広島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年八月十九日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会公印規程（昭和三十七年広島県教育委員会訓令第九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成」を「令和」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
別記様式第二号から別記様式第四号までの規定中「平成」を「令和」に、「製」を「業」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
別記様式第五号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この教育委員会訓令は、公布の日から施行する。